

2022年11月4日

バリューマネジメント株式会社
代表取締役 他力野 淳 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藤井 克裕

【連絡先（事務局）】担当：北村

〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室
TEL：06-6920-2911 FAX:06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ http://www.kc-s.or.jp

申入書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れ、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体です。2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました。さらに2017年6月21日に特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第65条第1項）に認定されました。（組織概要についてはホームページをご参照下さい。）

先般、当団体からの2021年（令和3年）11月2日付け「お問合せ」及び2022年（令和4年）4月8日付け「再お問合せ」に対して、貴社より、2021年12月10日及び2022年5月10日付けにてそれぞれ書面でご回答をいただきました。（以下、前者を「貴社回答書」、後者を「貴社再回答書」といいます。）

当団体は、貴社回答書及び同再回答書を検討した結果、下記1、2のとおり「申入れ」を致します。

本「申入れ」は、消費者契約法12条第3項に基づく差止請求です。

貴社におかれましては、本「申入れ」に対する貴社のご回答を、2022年12月10日までに、書面にて、当団体事務局までご送付いただきますようお願い致します。

なお、すでに貴社にご連絡しておりますとおり、本「申入れ」は公開の方式で行わせていただきます。したがって、本「申入れ」の内容及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容は、全て当団体ホームページ等で公表致しますので、その旨ご承知おき下さい。

記

第1 申入れの趣旨

- 1 貴社の「ウエディング契約書」第5項中、「契約日から150日前まで」になされたキャンセル料の額を30万円とする条項の使用の停止を求めます。
- 2 貴社の「ウエディング契約書」第5項「キャンセル料と日程変更料」の「日数」部分「契約日から150日前」について、この期間をさらに細分化（※）し、細分化された区分（期間）に応じて適切な、すなわち、契約日からキャンセル日までの期間が短ければ短いほどより少額のキャンセル料を設定し、婚礼日から遡ってキャンセル日までの期間が長ければ長いほどより少額の婚礼キャンセル料を設定するよう改訂することを求めます。

※「契約日から150日前」という期間を一律に規律するのではなく、この期間を例えば、「契約日から起算して8日以内」「契約日から起算して9日以降」「婚礼日（から遡って）150日前から180日前まで」「婚礼日（から遡って）181日前から240日前」などキャンセルがなされる時期（期間）を細分化し、各期間に応じた適切な婚礼キャンセル料を設定することを意味します。

第2 申入れの理由

1 申入れの趣旨1について

- (1) 貴社の「ウエディング契約書」第5項、「契約日から150日前まで」になされたキャンセル料が一律30万円との条項が消費者契約法9条1号に抵触し、平均的損害を超える部分が無効であること
 - ア 貴社が設定する「契約日から150日前まで」の期間におけるキャンセル料規定（以下「貴社キャンセル料規定」といいます。）は、「契約日当日から婚礼日の150日前」という極めて長い期間における消費者からのキャンセルについて、一律に30万円のキャンセル料を徴求することを意味し、消費者契約法9条1号の「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当します。
 - イ 貴社キャンセル料規定では、契約直後（契約当日）にキャンセルしたとしても「30万円+実費諸費用」を支払う内容となっていますが、契約日当日にキャンセルがあった場合はもちろんのこと、例えば、契約日から起算して8日以内の期間においてキャンセルがなされた場合（訪問販売におけるクーリング・オフ期間と同様）でも、契約締結後間もない、実際の挙式日まではまだ相当の長期間が残されている時期におけるキャンセルであることが大半であって、貴社がかかる短期間において契約の履行に向けて30万円ものキャンセル料を契約者から徴求しなければならないほどの多額の経費を実際に支出するということは考え難いことです。
よって、当団体としては、少なくとも、契約締結日から起算して8日以内に契約者からのキャンセルがあったとしても、貴社にはほとんど何の損害も発生していないか、損害が発生していたとしても、ごくわずかな損害に限られるものと考えます。
 - ウ また、貴社キャンセル料規定は、婚礼日から遡って150日以上前の時点における

キャンセルに際しても、一律 30 万円もの違約金を徴求する内容となっております。

しかし、「契約日から挙式日の 150 日前の期間」は長く、換言すれば、契約者のキャンセル日から、当該契約の挙式日までの期間が 150 日以上もあるのなら、他の顧客に営業活動を行い、キャンセルされた日と同一の日を挙式日とする契約を締結することによってキャンセルによって失った利益を回復することは容易であって、この場合においても、貴社に一律 30 万円の損害が発生するとも考えられません。

エ このように、貴社キャンセル料規定は、契約直後の時期（例えば、契約締結日から起算して 8 日以内）におけるキャンセル、あるいは婚礼日から遡って 150 日以上前の時点におけるキャンセルの場合であっても、一律に 30 万円ものキャンセル料を消費者に徴求するものであり、消費者契約法 9 条 1 号で定める「契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるキャンセル料を定める消費者契約条項」に該当します。

(2) 貴社キャンセル料規定におけるキャンセル料は、再販率を考慮したものではないこと

ア 結婚式の挙式披露宴契約のキャンセル料にかかる平均的な損害の額の算定方法について、再販率（非再販率）を考慮してその算定をする裁判例（京都地方裁判所平成 26 年 8 月 7 日判決・判例時報 2242 号 107 頁）があり、結婚式の挙式披露宴契約における適切なキャンセル料（平均的な損害）の設定に当たっては再販率（非再販率）を考慮して算出することに一応の合理性があると考えられます。

イ しかし、貴社のキャンセル料規定は、キャンセルされた婚礼日について、契約が新たに成立したことを示す数値が基礎とされておらず、「再販率」を考慮して算出されたものということとはできないものと考えます。

ウ よって、当団体としては、貴社キャンセル料規定は、一応の合理性があるとされる再販率を踏まえた平均的損害の算定をすることなく、キャンセル料の額を一律 30 万円と設定している点で合理性を欠くものと考えます。

(3) 結論

よって、貴社キャンセル条項は、消費者契約法 9 条 1 号に抵触するものと考えます。

2 申入れの趣旨 2 について

当団体は、「申入れの趣旨 1」において貴社の「契約日から挙式日の 150 日前の期間」におけるキャンセル料を一律 30 万円とする条項の使用の停止を求めるものですが、他方で、貴社において、これを改訂して、適切なキャンセル料規定に改めることを妨げるものではありません。

そこで、消費者契約法 12 条 3 項の「…その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとること」の請求として、貴社の「ウエディング契約書」第 5 項「キャンセル料と日程変更料」の「日数」部分「契約日から 150 日前」について、この期間をさらに細分化し、細分化された区分（期間）に応じて適切な、すなわち、契約日からキャンセル日までの期間が短ければ短いほどより少額のキャンセル料を設定し、婚礼日から遡ってキャンセル日までの期間が長ければ長いほどより少額の婚礼キャンセル料を設定するよう改訂することを求めるものです。

3 まとめ

以上を踏まえまして、当団体は、貴社に対し、申入れの趣旨 1 及び 2 記載のと通りの申入れをする次第です。

以 上